

「名誉の負傷者」とは何か

——「癡兵」にみる名誉性の保持と抑圧

松田 英里

はじめに

- 1 「自活」の論理
- 2 『戦友』と『後援』における「癡兵」のとりあげ方
- 3 「癡兵」の待遇改善運動をめぐる政府・社会の対応
おわりに

はじめに

戦争で負傷し、心身に障がいを負った元軍人は、満州事変までは「癡兵」（以下、必要な場合を除き「癡兵」・「傷痕軍人」の「」は省略する）と呼ばれた。彼らは、戦争で被った損害を国家への「貢献」として称えられ、「名誉の負傷者」と呼ばれた。つまり、癡兵には、国家の権威にもとづく名誉性が与えられていた。だが、「癡兵」という呼び名が示すように、現実の彼らは経済的にも社会的にも劣位に置かれた存在だった。そうした建前と現実との落差を前提としたとき、癡兵に与えられた国家的権威にもとづく名誉性とは、当事者にとっていったいどのような意味を有していたのかという疑問が浮かぶ。

本稿は、以上のような問題意識をもとに、癡兵の名誉性をめぐる軍や援護団体、地方行政機関と当事者である癡兵の間の相違と対立を分析することで、国家的権威にもとづいた名誉性が当事者の行動に及ぼした影響を明らかにする。

社会事業史研究に代表される従来の先行研究では、軍人とその家族、軍人遺族および癡兵を対象とした軍事援護は公的義務履行とのかかわりから、一般の救貧制度と隔絶され、特別な処遇性を与えられていたことが指摘されてきた⁽¹⁾。

しかし、社会事業史研究では被救護者である癡兵らの社会的な立ち位置については十分な注意が払われず、制度と同様に一般の障がい者や貧困者と峻別され、特別な処遇性を与えられていることが自明視されてきた。そのため、公的義務を果たした軍人とその家族、軍人遺族および癡兵を特別視することが、当事者である彼ら自身のあり方にどのような影響を及ぼし、彼らの行動を規定した

(1) 代表的成果として吉田久一『現代社会事業史研究』（勁草書房、1979年）第一部第二章、第三部第四章、池田敬正『日本社会福祉史』（法律文化社、1986年）IV章第四節、山田明『通史 日本の障害者』（明石書店、2013年）第二章第二節、第三章第四節など。

のかということとは十分に明らかにされていない。

それは、社会事業史研究の成果を踏まえ、軍事援護が徴兵制度の維持、さらには戦争遂行のために果たした役割を論じた軍事史研究においても同様である⁽²⁾。郡司淳『軍事援護の世界』では、癩兵を社会から隠蔽しようとする「『保護』の論理」を提示している。「『保護』の論理」とは、重症者を癩病院に収容することで癩兵を「保護」し、「戦争の惨禍」を肉体に刻んだ癩兵を社会から隠蔽していく論理であるという。とくに日中戦争以後は、「残存能力」の有無によって「再起奉公」の可能性をもった傷痍軍人と「保護」の名目のもと癩病院に隠蔽される重症者との振り分けられていくとされている⁽³⁾。しかしながら、郡司自身も指摘しているように、癩病院がすべての癩兵を収容し、癩兵とその家族の生活の保障をはかる施設ではない以上、「『保護』の論理」は限定的にならざるを得ない。軍や政府、そして民間の援護団体等が一般社会で生活することを選択した癩兵の名誉性をいかに保持し、「名誉の負傷者」としての立場の維持をはかろうとしたのか、その解明が課題として残されている。

先行研究で残された上記の課題に取り組むにあたり、本稿ではまず軍や援護団体関係者の癩兵問題に関する言説をとりあげ、軍や援護団体関係者がどのようにして癩兵の名誉性を保持させようとしていたのかを分析する。その際、一般の障がい者や貧困者と隔絶された癩兵の処遇性という先行研究で指摘されてきた点を踏まえつつも、本稿では「名誉の負傷者」と特別視されたが故に、癩兵の行動や態度がいかに規制されたのかという側面に着目したい。そのうえで、名誉性をめぐる癩兵とその周囲の諸機関の相違と対立を分析し、最後に癩兵に与えられた国家的権威にもとづいた名誉性とは何かを考えてみたい。

1 「自活」の論理

数多くの戦死者と傷病者を出した日露戦争では⁽⁴⁾、癩兵の生活困窮が社会問題化した。1906年軍人恩給法改正後（法律第二〇号）における最低支給額（普通公務による傷痍疾病と判定された最軽症の陸軍二等卒）は、免除恩給年額45円（恩給発生下限の11年として支給）、増加恩給年額14円である。免除恩給と増加恩給の合計は年額59円、月額では5円にも満たない。

こうした現状を受けて、癩兵の処遇をめぐる意見が社会事業者や軍事援護団体、経済界などから出された。

日本の社会福祉事業の発展に尽力した留岡幸助は、1905年に「癩兵処分」と題する論考を発表し、「国家の為に負傷すればとて一も二もなく直に多大の金銀を与え、直に適度に過ぎたる優遇を為すは適々以て其人を害ひ、貴重なる金銭を濫費するもの」、「国家の功労者に対して無為徒食を強

(2) 日清・日露戦争期から日中戦争期にかけてのものは、一ノ瀬俊也『近代日本の徴兵制と社会』（吉川弘文館、2004年）、郡司淳『近代日本の国民動員』（刀水書房、2009年）、佐賀朝「日中戦争期における軍事援護事業の展開」（『日本史研究』第385号、1994年）などがあげられる。

(3) 郡司淳『軍事援護の世界』（同成社、2004年）、第五章。

(4) 『陸軍軍医学校五十年史』によると、日露戦争に出征した99万9,868人のうち、戦死者7万7,214人、負傷者15万3,623人、病者24万5,357人、「不具癩疾」となり除役された者2万3,102人となっている（陸軍軍医学校編『陸軍軍医学校五十年史』初版1936年、複製版不二出版、1988年、58-59頁）。

ゆるが如きは勇敢なる兵士を処遇する所以の道にあらず」として、職業紹介を基軸とした五つの柱からなる癩兵対策を提言している。また、五つの柱のうち四つ目には、就労に耐えない重症者を収容するため癩病院を設けることが含まれている。その際、「癩病院は普通の慈善院と撰を異にするものあり。〔中略〕彼等を処遇するは被救護者を以てせず、功労者を以てせざる可らず」と他の救護施設との差別化をはかることが主張されている⁽⁵⁾。

留岡の癩兵対策の根底には、癩兵を国家の「功労者」とみなすことで一般の障がい者や貧困者と区別しようとする意図がみられる。癩病院に対する意見は、まさにそれを示している。しかし、癩兵を特別視しながらも、癩兵の生活が成り立つ程度まで恩給を増額し、「国家補償」の充実をはかるべきであるという結論には至っていない。職業紹介を基軸とした留岡の癩兵対策は、「被救護者」と「功労者」である癩兵とを対峙させ、癩兵の人格を尊重するという名目のもと、職業を紹介することで「濫費」の防止をはかろうというものである。「功労者」であるからこそ、「無為徒食を強ゆる」のではなく、「残存能力」を生かして経済的にも社会的にも「自活」させるべきであるという論理であった。

留岡の提言した癩兵対策は、国家財政の「濫費」防止という目的とも連動していた。日露戦後の国家財政は戦費の公債償還と軍拡などにより、急激な膨張の一途をたどっていた。日露戦争中に設けられた非常特別税の継続や、さらなる増税で対応にあたらねばならないほど、国家財政は危機に瀕していた⁽⁶⁾。こうしたことを背景として、癩兵に適する職業を与え、財政負担の軽減をはかるといことが留岡のねらいであった。これは、当時の内務省が「救済の方法としては、徒らに金品を恵み衣食を施さんよりも、寧ろ之を教へ導きて生業に就かしめ、徐ろに境遇を改善せしむる」⁽⁷⁾という「防貧」を政策論理としていたこととも通じている。

同様の発想は他にもみられる。1906年『経済時報』に掲載された「癩兵を如何にせん」では、「乞丐に物を恵むは経済上の目より観察すれば悪事なり」、「乞丐は社会を害する毒虫なり」、「経済上より不具者を観察するときは実に社会の厄介者なり不経済たる物なり」、「かゝる不経済物たる社会の厄介者は此の社会より放擲するを以て正理とす」と貧困者や一般の障がい者への救済事業を否定しながらも、「癩兵救護は国家当然の責務なり」と救護の必要性を説いている。ただし、「癩兵は国家の為めに癩人となりたる義士なり〔中略〕乞丐の徒と同日に物品を贈るのみに意を止むるは之れ癩兵を知らざるの人なり」として、救護の方法は「社会は各癩兵を調査し之れに適応する職業を求むるにあり」と職業紹介によるべきだとされている。それにより、「癩兵をして愉快を増し名誉を得るに至る」ことが目指されている⁽⁸⁾。『経済時報』においても、癩兵を「義士」として一般の障がい者や貧困者と区別し、適した職業に就くことが提言されている。

そのような発想にもとづき、援護団体のなかには実際に癩兵に職業紹介を行うところもあった。大阪で癩兵の「名誉ヲ保全」し、慰藉、貧困者の救済などにあたるべく結成された辰巳会⁽⁹⁾では、

(5) 留岡幸助「癩兵処分」（初出『人道』3号、1905年7月15日、同志社大学人文科学研究会編『留岡幸助著作集』第2巻、同朋舎、1979年所収）。

(6) 宮地正人『日露戦後政治史の研究——帝国主義形成期の都市と農村』（東京大学出版会、1973年）10-16頁。

(7) 内務省地方局『地方自治要鑑』（初出1907年、『復刻 地方改良関係資料集四』1987年所収）280頁。

(8) 『経済時報』49、1906年5月。

(9) 「辰巳会設立趣意書」「辰巳会々則」（『癩兵之友』第7号、1906年所収）。辰巳会（1905年10月21日結成）と同会が発行している『癩兵之友』（1905年11月創刊、1907年の第19号で終刊）については、山田明「生島永太郎と辰巳会・大阪癩病院——機関雑誌『癩兵之友』を材料にして」（『天理大学人権問題研究室紀要』13、2010年）参照。

「癩兵は皆な是れ殉国の烈士なり」,「左れど、癩兵自身に於いては、其の体力、心力の許す限りを尽くして自活の方法を講ぜんとを期せざるべからず」⁽¹⁰⁾、「諸君にして其の暴騰せる地位と価値とを維持せんと〔する〕ならば、其の品行を慎み其の職業に努むるの外あるべからず」という考えのもと⁽¹¹⁾、事業の一つに職業紹介を掲げている⁽¹²⁾。

以上のように日露戦後の政府や社会事業者、経済界、援護団体は、癩兵救護を国家の責任として行うことの必然性や正当性を認めながらも、恩給増額による「国家補償」の充実、あるいは国費による救護制度の制定よりも、「濫費」を防止するため「自活」をさせるべきであるという意向を示していた。その際に用いられたのが、癩兵は国家のために傷痍疾病を負って障がい者となったのであるから、一般の障がい者や貧困者と同様に救護に甘んじさせるのではなく、その名誉性を保つためにも「自活」させよ、という論理であった。癩兵に与えられた名誉性は、「自活」を促す論理として用いられたのである。しかしながら、一部の援護団体による努力を除き、政府は癩兵の再就職に必要な職業紹介や職業訓練の機会の整備をはかることなく⁽¹³⁾、再就職の機会までも癩兵の自助努力に委ねられることになったのである。

2 『戦友』と『後援』における「癩兵」のとりあげ方

1 「癩兵」批判

再就職のための支援策がほとんどない状況のもとで、癩兵の自助努力による「自活」は困難を極めた。そのため、民間の軍事援護団体などによる癩兵救護は、日露戦争以降も大きな役割を占めた。その代表的な団体が、伏見宮貞愛親王を総裁に仰ぎ、会長大隈重信以下、理事・評議員に軍人や代議士、議員が名を連ねた帝国軍人後援会（以下、軍人後援会と略）であった。半官半民の団体である軍人後援会が発行する雑誌『後援』では、救護にあたる担当者が現場の苦労について言及している。

『後援』でとりあげられているのは、同会が救護を行った東京本所区の癩兵のケースである。この癩兵は日露戦争の本溪湖の戦いで左手を失った元一等兵卒で、妻は癩兵と乳児を残して家を出たため暮らしが立ちゆかず、本所区長からの依頼により軍人後援会が生業扶助として金品救護を行った。しかし、その後、同会の担当者が、「お酒が好きで、有る物が無くなる迄も飲み、飲めば必ず夫婦喧嘩をする」という癩兵の「風聞」を耳にし、「妻たる人が最愛の赤子を棄て、一時逃亡したと云ふことは、同情を求める狂言ではなかつたかと、思へば思へぬこともありませぬ」という推測を訴えるに至っている⁽¹⁴⁾。

(10) 「癩兵と自立精神」(『癩兵之友』第4号、1906年)。

(11) 「癩兵及び在郷軍人諸君に告ぐ」(『癩兵之友』第9号、1906年)。「」は引用者による。以下同様。

(12) 辰巳会の職業紹介は、会誌『癩兵之友』に添付してある用紙に年齢や負傷の箇所、希望職種など必要事項を記入し、本部に申し込むという方法をとっていた。ただし、辰巳会に寄せられた求人は、「煙草元売捌業」「行商人」、雑貨店の店員、「備中紙箱製造所」、書記など内職が主であり(「需用の部」『癩兵之友』第19号、1907年)、会誌の発行期間の短さから考えても十分な成果をあげたとは言いがたい。

(13) 辻村泰男「戦傷者の心理と職業保護」(『現代心理学第七巻 国防心理学』河出書房、1944年)によると、戦傷者の職業再教育は第一次世界大戦後にシヨレールによって先鞭がつけられ、各国に広まったという(296頁)。日本で戦傷者の職業教育が重要視され、対策が講じられるのは日中戦争以降である(同上)。

(14) 有田倭文子・竹鶴苦楽子「負傷兵士訪問記——救護事業の困難」(『後援』130号、1913年)。

救護を要請した経緯の真偽のほどはともかく、ここでは担当者が癡兵の「狂言」を疑うに至った契機として、飲酒に耽り、周囲に当たり散らすという癡兵の「風聞」があったことに着目したい。担当者はこの「風聞」について、「お上より下されし恩給証書を曲げて迄も飲み尽くし、飲めば必ず気が荒くなると云ふ始末であると、家庭の平和を得られぬのみか、世間の同情も尊敬の念も、漸次うすれ行く外ありますまい」と批判している⁽¹⁵⁾。この批判からは、飲酒に耽り、周囲に当たり散らす癡兵を、担当者が「同情」や「尊敬」の念を寄せるのにふさわしくない人物であると考えていることがみてとれる。そして、記事の最後には「其の名誉と同情とを、永遠に保持せらるゝやうに相互に戒めて、人を欺き自己を偽るといふが如きことのないやうにせられ度いと思ひます」という「希望」を述べて記事を結んでいる⁽¹⁶⁾。

癡兵の行動や態度が社会の「同情」を損なう可能性があるという懸念は、『後援』や『戦友』誌上にもたびたび登場している。在郷軍人会の設立に重要な役割を果たした田中義一は、日露戦争から十年が経過し、日清・日露の癡兵に対する「同情」が薄らいでいることについて、「社会が多なる同情を以て彼等の生涯を安楽ならしめるのは国民の義務であらう」、「戦傷者をして往々郷里の人に対して不遇の嘆声を発せしめるといふ事は、在郷軍人としては実に忍びぬ次第ではないか」としながらも、「中には戦傷者自身の身持ちが悪いとか若くは自分の功に誇つて高慢不遜の態度があるとかいふ即ち戦勝者自身の不徳から同情を失するといふ事もあるであらう」という見解を述べている⁽¹⁷⁾。

こうした見解が出される背景には、癡兵が「自暴自棄」に陥りやすい環境に置かれていたということがあげられる。以下に引用するのは、1939年12月に辻村泰男が傷兵院に入所している日露戦争の癡兵の調査をした際、一人の癡兵が受傷後の生活について語ったものである。

恩給ガアルト云フコト、金ノ融通ガ利クト云フコトハ一方傷痕軍人ノ精神ヲ鈍ラシ依頼心ヲ起サセル悪因デモアル。金ノ融通ガ利イテ仕事が無イト行ク処ハ碁ヤ将棋ヤ賭博、殊ニ不具トイフコトガ頭カラ離レナイカラ時ニハ気晴ラシモシタクナリ遊興ニ耽リ易クナル。又恩給ニ依頼スル為何カ仕事ヲ始メテモ一寸面白クナクナルト辛抱ガ出来ナイ⁽¹⁸⁾。

上記の回想からは、再就職のための支援策もなく、生活上の悩みを相談する場所もないなど、日中戦争以降に比しても援護事業全般が整備されていないことがうかがえる。しかし、国家から恩給を支給され、必要に際して援護団体から救護を受けながらも「自暴自棄」に陥る癡兵を、社会は「身持ちが悪い」、「高慢不遜」という批判の眼差しで見ている。

とくに田中の発言がなされた1915年は日露戦争から約十年が経過しており、戦死者遺族・癡兵に対する関心の低下から、民間の援護団体は全国的な活動の停滞や団体解散という事態に陥っていた⁽¹⁹⁾。くわえて、癡兵や「偽癡兵」による薬の「押し売り」が社会問題化しており⁽²⁰⁾、癡兵に対する社会

(15) 同前。

(16) 同前。

(17) 本部理事陸軍少将田中義一「重ねて分会長諸君に御相談」（『戦友』59号，1915年）。

(18) 辻村前掲論文，268頁。

(19) 一ノ瀬俊也『近代日本の徴兵制と社会』（吉川弘文館，2004年），120-126頁。

(20) 吉田裕「日本の軍隊」（『岩波講座日本通史』第一七巻近代2，岩波書店，1994年）。

の視線はさらに厳しいものになっていた。しかしながら、社会の厳しい視線のなかでも、困窮する癡兵を放置することは軍隊の「士気」にかかわるため、軍としては救護を継続してもらわなければならない。田中の発言は、軍がそうしたジレンマに直面していることをうかがわせる。そのため、田中は癡兵批判に歯止めをかけるべく「身持ちが悪い」「高慢不遜」という行動や態度を憤むよう癡兵に促すとともに、社会に対して救護の継続を「国民の義務」として訴えざるを得なかったのである。

なお、援護団体にしても、戦死者遺族・癡兵が「同情」にもとづく救護を期待することは否定している。『後援』の「戦没者遺族と癡兵に就て」という記事では、「遺族、癡兵諸君は不平がましき言動を弄したり、或は単に世の同情のみに依頼せんとする如きことなく、奮励努力自活の途を講じて、世の模範たらんことを期せられたい」、「近來兎角拜金熱に浮かされて、奢侈を事とし、文弱に流れ、唯だ私利私欲のみを営んとする悪風潮が、日を迫て増加せんとするの傾向があるから、諸君をして是非共是等悪風潮に打勝ち、国宝としての真価を発揮せしめたい」という要望が述べられている⁽²¹⁾。援護団体も、癡兵が自助努力により「自活」し、その名誉性を保持することを前提としている。援護団体による救護が行われるのは、癡兵個人の自助努力だけでは生活が成り立たない場合のみである。その際、癡兵の行動や態度が問われることになる。本所の癡兵のように飲酒に耽って当たり散らす者は、「尊敬」や「同情」を寄せるのにふさわしくない、つまりは救護を受けるにふさわしくない存在として批判されることになるのである。

こうした軍や援護団体の癡兵批判は、一般の障がい者や貧困者と癡兵とを公的義務のかかわりから峻別するだけでは、癡兵救護に対する社会の理解を十分に得ることができなかつたことを示しているのではないだろうか。貧困を「自己責任」とみなす社会的状況のなかで、一般の障がい者や貧困者と癡兵を峻別し、救護するためには、「名誉の負傷者」にふさわしい行動や態度をとってもらわなければならないのであつたのである。これは、癡兵や戦死者の遺族の貧困救済が基本的な人権としてではなく、あくまで公的義務の履行に伴う「国家的優遇」として位置づけられていたこととも深く関係していると考えられる⁽²²⁾。

さらに、国費救護の制度が機能せず、民間の援護団体や地域社会の相互扶助に依存せざるを得ない状況も癡兵批判が出された理由に深く関係している。癡兵・戦死者遺族の窮乏を国家の責任において救済せよという意見は1910年代において高まり、1917年の軍事救護法の制定として実現した⁽²³⁾。しかしながら、軍事救護法の成立後も国費による癡兵救護は運用上の問題から十分に機能せず、軍人後援会などの援護団体や地域社会の相互扶助に依然として頼らざるを得ない状況であつた⁽²⁴⁾。そのため、癡兵救護を「適切」に実施するためにも、癡兵には常に行動や態度に注意を払い、名誉性の保持に努めてもらわなければならないのであつた。このように、癡兵に与えられた名誉性は、彼らの行動や態度を束縛する働きをもっていたのである。

(21) 岳洋散士「戦没者遺族と癡兵に就て」(『後援』第138号、1914年)。

(22) 郡司前掲書(2009年)序章参照。

(23) 軍事救護法の制定過程については、一ノ瀬前掲書第二部第一章、郡司前掲書(2009年)第四章参照。

(24) 上述の先行研究によると、戦死者遺族・癡兵・出征軍人の困窮救護から出発した軍事救護法は、制定過程で現役兵とその家族にまで救護対象を拡大し、実際の運用にあつても、恩給受給者である癡兵は救護認定されない場合が多く、現役兵とその家族が被救護者の大半を占めていたことが指摘されている。

2 『戦友』誌上における「癩兵」の表彰

そうしたことから、同時期には癩兵に名誉性を保持させるための取り組みの一環として、軍の立場から「名誉の負傷者」にふさわしいと思われる癩兵をとりあげ、他の癩兵や在郷軍人に啓蒙をはかるということも行われた。在郷軍人会の機関誌『戦友』では、1910年代を中心に「勤儉貯蓄」に努めたり、軍や地域社会に「献身犠牲」をもって貢献した在郷軍人を「模範軍人」として表彰する特集をほぼ毎号行っている。

同時期にはじまった地方改良運動では、「禁欲」、「勤儉」といった国民的なモラルの創出が目指されていた。『戦友』の特集も、こうした流れを受けて、除隊後にモラルから外れる兵士に頭を抱えていた軍が、彼らを啓蒙すべく編み出した対策の一環であったと考えられる⁽²⁵⁾。この特集では、当初は簡閲点呼の際に点呼執行官が模範者として賞詞を与えた人物の功績を紹介していたが、途中から会員が推薦した人物もとりあげるようになっていく。そうして表彰あるいは推薦された人物のなかに、数名の癩兵が含まれている。

1911年に表彰された三重県の後備歩兵軍曹は、「家貧にして家族六人」、「体は戦傷に仍りて癩人たり」、恩給によってわずかに糊口をしのぐという状態であるにもかかわらず、在郷軍人会の創設・忠魂碑の建設など「熱誠」をもって在郷軍人会の活動にあたっている点が高く評価されている。なかでも、村からの入営者に対して金二十銭を寄与した点が「熱誠の士」と誌上で称賛されている⁽²⁶⁾。1914年にとりあげられた兵庫県癩兵の場合は、日露戦争で右腕を失った後も新聞配達夫として勤めあげ、その「勤勉振りは他人をして感動賞賛措く能はざらむ」と記事は伝えている。さらに彼は恩給を「悉く貯金し」、蓄財が千円以上に達した後も「汝々として家業に奮励」しているという⁽²⁷⁾。三重県の後備歩兵軍曹は、「献身犠牲」の發揮、兵庫県癩兵は「勤儉貯蓄」という自助努力が、それぞれ表彰・推薦された理由であった。

1921年に三回にわたって功績が連載された富山県癩兵の場合は、自助努力と「献身犠牲」の両者が体现された存在として称えられている。彼は日清戦争に従軍した際に凍傷にかかり、帰還後に悪化したため、両足の切断手術を受けた。切断手術の際、「氏は従容手術台上上つて、少しも悪びれた顔もせず、医師のなすが儘に任せて思ふ存分の手術をさせた」という。記事では幼い娘の引く荷車に癩兵が正座して乗り、軍旗祭に出かける様子の写真も掲載されている。

その癩兵が果たした功績の一つが、生活空間に時間概念を普及させることであった。時間に束縛された生活は村落社会では未だ普及しておらず、そうした居村の状況に彼は「憤慨」し、毎日正午になると家の軒下で板を叩いて時間を知らせる役割を果たした。また、寺がなく僧侶がない居村のために経を習得し、葬儀があると荷車に乗って出かけ、無料で読経をしたという。さらに、彼は「一家の将来のことも犠牲にし、自分の不自由不如意も忍んで」長男を現役兵として志願させたと記事は伝えている⁽²⁸⁾。富山県癩兵の場合は、時間の遵守や経の習得という自助努力を村落社会に

(25) 現代史の会共同研究班「総合研究 在郷軍人会史論」序章・第二章（藤井忠俊編『季刊現代史』第9巻、現代史の会、1978年）、66-71頁、152-157頁。

(26) 「表彰」（『戦友』4号、1911年）。

(27) 「善行」（『戦友』53号、1914年）。

(28) 蒼洋生「理想の家」（『戦友』128-130号、1921年）。

波及させた点、くわえて長男を軍隊に志願させるという「献身犠牲」を発揮した点が評価されている。

以上の分析から、『戦友』では、傷や病を「克服」し、自助努力により「自活」する癩兵、「献身犠牲」の精神を発揮する癩兵が「名誉の負傷者」にふさわしい存在としてみなされていたことがわかる。

不自由な身体を抱えた癩兵にとっては、少しでも現在の生活水準を維持し、向上させるために、「勤儉貯蓄」の実施に迫られていたというのが実際のところであろう。『戦友』誌上でとりあげられている癩兵は、いずれも恩給支給額の低い下士官・兵クラスである。彼らはインフレなどの経済変動や労働力となる家族が病気にかかるといった、わずかなきっかけで最下層に転落していく可能性と常に隣り合わせの生活を送っていた。しかしながら、『戦友』では、癩兵が生活を維持し、向上させるための自助努力を「模範軍人」として読み替え、他の在郷軍人や癩兵を啓蒙するとともに、社会の癩兵に対する「尊敬」の念を喚起するために用いている。

なお、自助努力や軍・地域への貢献を評価する際に、癩兵が戦場で負った傷や病は克服の対象として、より評価を高める方向に作用している点も注目される。『戦友』では、癩兵が傷病を負った際の生々しい様子や、彼らが日常生活のなかで感じているはずの身体の痛みは、ほとんどとりあげられていない。富山県の癩兵では、切断手術の際の話が彼の「沈勇」を称えるものとして用いられている。癩兵の抱える障がい、自助努力を成し遂げる過程で乗り越えてきたものの一つとしてみなされ、「尊敬」の念をさらに高める役割を果たしている。そのため、より困難な地点から成し遂げられた「功績」は、他の在郷軍人よりも際だって伝えられる。富山県の癩兵の三回にわたる連載は、それを示しているものと考えられる。

当然ながら、これらの癩兵が高い評価を受けるのは、その行為や態度をなしえた者がごく少数であったためである。既述の通り、癩兵の大部分は「自暴自棄」に陥りやすい環境にさらされていた。『戦友』誌上でとりあげられた「自活」する癩兵の姿は、ごく一部の成功者に限られていたとみるべきである。

『戦友』の特集は、ごく一部の「自活」に成功した癩兵や「献身犠牲」の精神を示した癩兵をとりあげることで、他の在郷軍人や癩兵を啓蒙するとともに、癩兵が「名誉の負傷者」として「国家的優遇」を与えられるのにふさわしい行動や態度をとっていることを示し、社会の癩兵に対する「尊敬」の念を喚起することもはかろうとしていたのである。

3 「癩兵」の待遇改善運動をめぐる政府・社会の対応

1 名誉性の欺瞞の指摘

癩兵に「名誉の負傷者」としてふさわしい行動や態度を求めていた軍や援護団体に対し、癩兵は自らに与えられた名誉性をどのように捉えていたのだろうか。癩兵による待遇改善運動から、その一端を明らかにしてみよう。

第一次世界大戦の影響によるインフレは、癩兵の自助努力、あるいは援護団体による救護だけでは対処できないほど癩兵の生活を困窮に追い込んだ。1920年代になると『戦友』と『後援』で表

彰される在郷軍人は、人命救助などの「善行」を行った者がほとんどを占めるようになり、当初の企画の意図からは大きく外れた。かわって新聞などでは、癩兵団体による恩給の増額と待遇改善を求める動きが報道され、これまで雑誌などで間接的にしか伝えられてこなかった癩兵の言動や行動が表面化するようになった。

なかでも、1922年は恩給の増額など癩兵の待遇改善を求める運動が全国的な盛り上がりを見せた。山形で開催された癩兵の決起集会には、運動の牽引役である谷田志摩生（全国癩兵団の世話人）も来県した。「一将成功枯萬骨」と窮状を訴える癩兵団体は、「一般より非常に同情と注目をひいた」という⁽²⁹⁾。日露戦争から二十年近くも貧困に耐えていた癩兵が、「月々受ける十円の恩給でどうして一家を支えられるか」と待遇改善を訴える姿は⁽³⁰⁾、社会の注目を集めたようである。この運動は、癩兵自身が恩給を「権利」とみなし、癩兵の生活が安定する水準の「国家補償」を求めた点の特徴であった⁽³¹⁾。

政府なかでも軍は、第一次世界大戦後の軍縮を求める世論の高まりやシベリア戦争の失敗により威信を低下させていただけに、癩兵からの突き上げに強い衝撃を受けた⁽³²⁾。衆議院議員で予備役陸軍中將の仙波太郎は、「過般癩兵の一団が大蔵大臣及二三の貴族院議員に請願されたとの事であるが是は決して一少些事と看過すべき筋合いのものではない」と癩兵による運動の盛り上がりを重視し⁽³³⁾、待遇改善を主張している。山梨半造陸軍大臣と白川義則陸軍次官も「例ひ無理をしても彼れ等の要求に色をつけなければならぬ」と述べ⁽³⁴⁾、恩給局や大蔵省などに働きかけている。戦死者遺族・癩兵の窮状を放置することが軍隊の「士気」の低下、ひいては徴兵制の存続の危機につながるという軍の懸念は、1917年に軍事救護法が制定された際にも存在した⁽³⁵⁾。

だが、癩兵みずからが声をあげた今回の事態は、運動に対応した当局者が「中には極はめて危険な思想をいだき常に癩兵の注意を要するものもある」と語るように⁽³⁶⁾、癩兵自身が徴兵制を揺るがす「危険分子」となる可能性が高く、軍が感じた危機感は相当なものであったと考えられる。「名誉の負傷者」としての行動や態度を求めてきた軍や援護団体に対し、「吾々が〔は〕一身一家を振り捨て、邦家の為に尽し其犠牲となつたものであるが社会は帰還一、二年の間は名誉の軍人だとか何とか謂つて呉れたが其後は癩物同様な待遇より与へないではないか」と訴える癩兵団体は⁽³⁷⁾、癩兵への「尊敬」の念や癩兵に与えられた名誉性の欺瞞を暴き、困窮の実態を突き付けたのである。

結果として、癩兵団体の運動も功を奏し、1923年には恩給の大幅な増額を盛り込んだ恩給法が公布された（法律第四八号）。

(29) 『山形新聞』1922年9月12日付。

(30) 『報知新聞』1922年3月16日付。

(31) 郡司前掲書（2004年）、113-114頁。なお、軍人恩給法（1890年法律第四五号）第一条では恩給の受給は「権利」と明記されている。この点からも癩兵による運動は法律を踏まえて、「権利」を主張した運動といえるだろう。

(32) 郡司前掲書（2004年）115頁。

(33) 『山形新聞』1922年3月19日付。

(34) 『日日新聞』1922年3月13日付。

(35) 一ノ瀬前掲書第二部第一章、郡司前掲書（2009年）第四章参照。

(36) 『日日新聞』1922年3月13日付。

(37) 1925年8月16日に開催された全道傷痍軍人大会での谷田志摩生の発言（『北海タイムス』1925年8月17日付）。

2 自制・忍耐の要求

しかし、こうした運動の盛り上がりとは裏腹に、運動が勢いを増すほど、それに比例して癡兵は国家と社会から持て余されるようになっていった。

癡兵運動が盛り上がりを見せていた頃、癡兵団体の陳情の様子を目撃した雑誌記者は、その様子を「陸軍省に出入した者はご承知の筈だが、その玄関の入口で玄関子から冷やかな敬遠主義を以て遇されて居た」と回想している⁽³⁸⁾。団体で詰めかけ要求と批判を突き付ける癡兵を、陸軍省からして冷やかな視線を向けていたことが示されている。

同様の動きは地方でも起きている。中央の癡兵運動が高揚を迎えていた同時期には、地方でも癡兵の待遇改善のため、幅広い援護の実施を求める請願・陳情が出されており、行政機関が対応に追われていた。1913年に函館市内に居住する癡兵十数名で結成された函館傷痍軍人会⁽³⁹⁾では、電車運賃の割引を目指して1923年11月以降、数度にわたって函館市役所と鉄道運行会社である函館水電株式会社を訪問し、小浜松次郎市長と函館水電専務への面会を求めている⁽⁴⁰⁾。当初、市役所は市長の留守を理由に会見を不可としていたが、傷痍軍人会の勢いに押され、ついには市長が「本会ノ発展ニ尽カス」と言明するに至っている⁽⁴¹⁾。行政側も傷痍軍人会の要求を正面から拒絶することはできなかつたのである。

さらに、函館傷痍軍人会では堤防付属地の借り受けも市の土木課に請願している。会の要求は、生活保障・待遇改善という当初の運動目的の域を超えるようになっていた。この請願については、市も「聊カ問題」であり、函館傷痍軍人会に「同情ヲ失フ虞」があるので熟考すべしという注意をしている⁽⁴²⁾。これは、傷痍軍人会との軋轢や批判を避けるために「同情」の低下を理由に牽制をかけ、自制を求めるとする市の苦肉の策であろう。癡兵の請願・陳情は、その存在が国家的權威を背負っているだけに正面から要求を拒否しにくく、行政機関にとっては余計に手に余る存在であったのである。

同様の事例は、1925年8月16日に函館傷痍軍人会が開催した全道傷痍軍人大会の際にもみられる。大会挨拶に立った佐藤孝三郎函館市長は、「諸君は国家の隆盛を図るところの尊い犠牲となつたもので社会は之に対し充分同情を払ふ様にしたい併し諸君も国家財政の困難の秋であるから同じく同情心を持たなければならぬと思ふ」と財政逼迫を理由に、大会で議決された「無賃乗車ノ件」、「煙草塩郵便切手収入印紙売捌ノ件」、「官公立病院無料治療ノ件」、「中等学校入学月謝免除ノ件」、

(38) 本誌記者樋口太郎「傷痍軍人を如何する」(『帝国在郷軍人』1932年10月号)。

(39) 函館傷痍軍人会は市役所の調査に対して設立年月日を1913年7月10日としているものの、趣意書や規約を制定し、本格的な活動をはじめるのは、趣意書中に「然ルニ晩近欧州大戦ノ影響スル所各国皆物価ノ騰貴ヲ来タシ始ンド薪桂米玉ノ観アリ」とあることから、第一次世界大戦後の物価高が生活に影響を及ぼしはじめていた1920年前後であると考えられる(「傷痍軍人会創立趣意書」作成年月日不明、『大正拾壹年記録 函館傷痍軍人会』、函館市中央図書館所蔵)。会員数については、1932年10月19日付の函館市役所による傷痍軍人会実態調査に対して、設立当初の会員数を16名と回答している(「傷痍軍人会調査ノ件回答」『大正拾壹年記録 函館傷痍軍人会』函館市中央図書館所蔵)。

(40) 1923年11月8日の項(前掲『大正拾壹年記録 函館傷痍軍人会』)、函館市史編纂室編『函館市史 通史編第三卷』(函館市、1997年)251頁。

(41) 1923年11月8日の項、1924年1月11日の項(前掲『大正拾壹年記録 函館傷痍軍人会』)。

(42) 1924年6月21日の項(前掲『大正拾壹年記録 函館傷痍軍人会』)。

「癩兵院入院治療ノ件」の五項目の要求に牽制をかけている⁽⁴³⁾。

また、大規模な人的損害を出した第一次世界大戦の教訓も、癩兵に自制を求める意見を後押ししていた。貴族院議員の児玉秀雄は、第一次世界大戦の経験から「国防は国民的基礎の上に立」つこと、そのため「挺身国難に丁り、戦ひ傷きたる不具者」は「進んで其實力の許す限りの救護に勉めねばならぬ」と主張しながらも、癩兵対策について以下のような意見を述べている。

而して癩兵其者に於ても、自己が直接全国民の自発的意思に、救護されて居る事を思へば、其処に一種の融和的感情が起り、自己の犠牲的報効が、全然自己を含めた全国民の為であつた事を顧念し、同時に飽く無きの救護を求めて全国民の共同生存の上に大なる負担を感じしむることを気の毒と考へしむるにも至るであろうと信ずる⁽⁴⁴⁾。

これは、癩兵団体による恩給増額・待遇改善を求めた運動が高潮を迎えていた1922年に『後援』に掲載された論説であることから、後半部は癩兵団体への批判が込められていると考えられる。児玉の論説の意図は、癩兵団体の要求は「全国民の共同生存の上に大なる負担」を強いることであると指摘し、「飽く無きの救護を求め」る癩兵団体に忍耐と自制を促すことにあった。

そうしたこともあって、同時期の『後援』には、読む者の感動を誘うような癩兵の事例が掲載されている。例としてあげるのは、日露戦争で左腕貫通銃創を負った東京神田の元一兵卒の癩兵である。この癩兵は、家賃と物価の高騰、そして妻の病氣も重なって、小間使いとして働く癩兵の給料と恩給だけでは暮らしていけず、「最早や困憊と疲労とは呪ふが如く破れ家の一族を襲ふばかり」という状況に追い込まれた。この事態に対し、各方面から「同情金」が寄せられたが、癩兵は「是迄一切の同情金を謝絶し与ふる人があつても自ら謝して一金を受けなかつた」という。その理由について、癩兵は一人娘の存在にふれ、「他人から施されて生きれば娘の出世の名折れと思はれもする」と語っている。この一連の出来事が新聞で伝えられると、地方の有志からも軍人後援会に「同情金」が届けられた。この話を『後援』で紹介した記者は、以下のような感想を記している。

何とまあ健気な心がけてありませう。私共は癩兵は名の示す如く癩兵であつて、唯の不具者ではなく、其不具は換言すれば国家に奉公した清い犠牲を語るもの、他の何者の装飾にも優りて美はしい者である。従つてそれに報いるべき国民の感謝が物質となつても現るべきであつて、従つて之を受くることは左迄厭ふべき事は無いと思ひますけれども、併し斯うした凜とした心懸の同氏の真情には十分同情する事が出来ませう⁽⁴⁵⁾。

周囲からの支援を拒み、貧窮に耐える癩兵は「清い犠牲」「美はしい者」という言葉で表現され、高く評価されていることがみてとれる。さらに、この感想では、寄せられた「同情金」を「国民の感謝」と表現し、癩兵の被救護権を暗に否定している。記事の意図は、同様の境遇にある癩兵にも

(43) 『北海タイムス』1925年8月17日付。

(44) 児玉秀雄「時代思潮より見たる癩兵院制度（17）」（『後援』第237号、1922年）。

(45) 「感ずべき現役兵と涙の種の癩兵」（『後援』第244号、1923年）。

「名誉の負傷者」として殊更「権利」を主張したりするのではなく、忍耐を求めることにあると考えられる。

以上、癩兵団体の陳情・請願に対する軍や地方行政機関、援護団体の反応をみてきた。それらの反応からは、「自活」を促し、「身持ちが悪い」、「高慢不遜」などの行動や態度を「名誉の負傷者」としてふさわしくないと批判してきた軍や援護団体が、その癩兵から名誉性の空虚さと欺瞞を指摘され、対応に追われている姿がみえてくる。軍の権威の低下・厭軍感情の蔓延という状態のなか、癩兵団体の主張が軍や国家への批判に転化するのを防ぐために、軍や地方行政機関は、恩給法制定による「国家補償」の充実や会活動への協力という形で応えざるを得なかったのである。

しかし、恩給法が癩兵運動に影響されて成立したことによって、軍や地方行政機関、援護団体のなかには、集団を組んで「権利」を主張し、要求を重ねる癩兵を持って余すという傾向もみられた。軍に代表されるように、癩兵をとりまく諸機関の内実は「冷やかな敬遠主義」であり、軍や地方行政機関、援護団体は、ついに癩兵団体を「飽く無きの救護を求め」るものとみなし、自制・忍耐を求めるに至っている。

その際に出されたのが、「同情」の低下を防ぎ、「名誉の負傷者」として、その名誉性を守るためにも自制・忍耐を促すというロジックであった。『後援』でとりあげられた癩兵の事例は、「権利」を訴える癩兵団体に対峙するものとして位置づけられる。『後援』では、貧窮に耐える癩兵を「清い犠牲」、「美はしい者」と称え、一般の障がい者と区別している。つまり、一般の障がい者と異なり、「国家に奉公した清い犠牲」であるからこそ、名誉性を守るためにも自制・忍耐が必要であるという論理なのである。国家への「貢献」を掲げ、待遇改善を訴える癩兵に対峙するために名誉性を引き合いに出し、抑え込みをしようというのが、軍や地方行政機関、援護団体の姿勢であった。

なお、軍や地方行政機関、援護団体がとった自制・忍耐を求めていくという姿勢は、癩兵に対する圧力として、ある程度の効果のみせたようである。1925年に癩兵団体が主催した日清・日露戦争の戦跡を巡る旅行に参加した癩兵の一人は、旅先での歓待を受けて「国家の為に働けるものは、単に吾等のみではない。〔中略〕吾等の優遇せらるゝ所以は身体を不具にせる不幸に同情されたものである、吾等は社会の優遇に対しては大に感謝すると共に之に依つて傲慢の念を生ずることを戒めねばならないのである」と語っている⁽⁴⁶⁾。「優遇」を施される理由として、癩兵自身が「同情」をあげているのが着目される。ここでは、待遇改善運動時のように「権利」を主張する言説は後景に退き、「優遇」への「感謝」と「傲慢の念」を戒めることが提唱されているのである。

おわりに

本稿では一般の障がい者や貧困者と隔絶された癩兵の処遇性という先行研究で指摘されてきた点を踏まえつつも、「名誉の負傷者」と特別視されたが故に、癩兵の行動や態度がいかに規定されたのかという側面から、癩兵に与えられた名誉性をめぐる癩兵と諸機関との間の相違と対立を分析してきた。

(46) 東京浅草民政新聞社長木村彦三郎の発言（残桜会『戦跡旅行記』、同会、1926年）105頁。

これにより明らかになったことは、貧困者や一般の障がい者と癩兵を峻別し、特別視をはかるほど、癩兵は「名誉の負傷者」という型枠に束縛され、名誉性は「国家補償」という当然あるべきはずの「権利」を抑え込むためのロジックとして軍や援護団体に用いられていたということである。

日露戦後の財政危機を背景に、社会事業者・経済界・援護団体のなかから登場した名誉性の保持を理由として癩兵に「自活」を促すという論理は、その後の軍や援護団体にも基本的のみられた姿勢であった。一方、軍や援護団体は、貧困者や一般の障がい者と癩兵を峻別するため、名誉性の保持を癩兵に求め、彼らが救護を受けるにふさわしい「名誉の負傷者」であることを積極的に示していった。これは癩兵に「国家的優遇」として救護を施すことに社会の理解と協力を求めるための軍と援護団体の対策であったが、同時に被救護権を「国家的優遇」として抑圧し、さらには癩兵の行動や態度を「名誉の負傷者」としての枠内に束縛することでもあった。

これに対し、当事者である癩兵は待遇改善を求めた運動のなかで「尊敬」の念と国家的権威にもとづく名誉性の欺瞞を暴き、困窮の実態を突き付けた。結果として癩兵団体は恩給の増額を勝ち取ったものの、癩兵団体を持て余した軍や援護団体、地方行政機関は、なおも要求を重ねる癩兵団体に自制・忍耐を求め、抑え込みをはかろうとした。その際に用いられたのが、「名誉の負傷者」として自制・忍耐を求めるというロジックであった。

この一連の過程は、「国家補償」という基本的人権から発せられる概念が定着していない社会にあって、貧困者や一般の障がい者から癩兵を「名誉の負傷者」として峻別したことにより生じた現象ではなかっただろうか。癩兵に与えられた名誉性は、癩兵を特別視するものであると同時に、癩兵の「権利」を抑え込み、行動や態度を束縛するものとして用いられていたのである。

さらに、名誉性によって「権利」を抑え込むという構造は、その後も引き継がれた。1929年に設置された兵役義務者及癩兵待遇審議会の答申にもとづいて、その名誉性を維持するという観点から「癩兵」は「傷痕軍人」に改められた⁽⁴⁷⁾。先行研究で指摘されるように、日中戦争以降は、負傷者の増加に伴って、政府も軍事援護事業の本格的な整備に乗り出し、傷痕軍人の待遇は経済的にも社会的にも向上した。だが、1936年12月に既存の癩兵団体を統合して創設された大日本傷痕軍人会は、傷痕軍人の「名誉ヲ完ウシ品位ノ操守」のため「精神修養」を事業内容に掲げて規約で政治活動を禁じた⁽⁴⁸⁾。援護事業が整備され、傷痕軍人の名誉性が高められた一方で、傷痕軍人が自ら「権利」を主張する機会も抑え込まれていったのである。

（まつだ・えり 一橋大学大学院社会学研究科特任講師）

(47) 郡司前掲書（2004年）79頁。なお、同書の指摘によると、報道等で「癩兵」が「傷痕軍人」に統一されるのは、満州事変以降であるとされている。

(48) 「大日本傷痕軍人会会則」（『みくにの華』第1号、1937年1月1日）。